四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第5号

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和28年四日市市 条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における	(正規の勤務時間以外の時間における
勤務)	勤務)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項に規定するもののほか、同項に	
規定する正規の勤務時間以外の時間に	
おける勤務に関し必要な事項は、規則で	
定める。	

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(総務部人事課)